

公益社団法人日本俳優協会  
歌舞伎育成基金規程

(通則)

第1条 本法人は、歌舞伎の継承と発展に資するため、歌舞伎育成基金（以下、「基金」という）を設け、これを適正かつ厳正に運営するために、本規程を定める。

(使途)

第2条 この基金は、勘定科目を固定資産(2)特定資産に設定し、その使途は本法人の定款第4条第1項(1)(2)に定める事業の実施に限定する。

(構成)

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 基金とすることを指定して寄附された財産
- ② 理事会で基金に繰り入れることを議決した財産

(管理)

第4条 この基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつなるべく高い運用益が得られると見込まれる方法により、理事長が管理・運用する。

(処分の制限)

第5条 この基金は、本法人の事業遂行上、やむを得ない事由が生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、処分することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より実施する。